

意見書

平成 22 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2009(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2009(案)」(以下、「本評価結果案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

領域	頁	意見
競争評価制度全般について	-	<p>【意見】</p> <p>1.評価方法について</p> <p>(1)市場支配力の「存在」と「行使」</p> <p>本評価結果案では、市場支配力について「存在」と「行使」を区別して評価していますが、市場支配力については例え能動的な「行使」が行われなくとも、「存在」するだけで競争事業者の参入意欲を削ぐなど市場に対し潜在的な影響を与え得ることを重視すべきです。従って、規制等の存在をもって「行使」の可能性がないと結論付けることは不適當であり、市場支配力の「存在」を重視した評価結果に改めるべきです。</p> <p>(2)HHIの算出</p> <p>本評価結果案では、NTT東西殿とその他NTTグループの企業に関して、それぞれの事業者が競争関係にある等を理由に、各社を個別に扱った上でHHIを算出していますが、持株会社を筆頭にグループ連携を公に掲げ連携強化が推進されている中、市場の実態としてNTTグループ会社同士が熾烈な競争を行っているとは言い難く、このようなHHIの分析は意味をなさないと考えます。従って、NTTグループの連携やグループドミナンスの効果などを適正に評価・分析するためにも、HHIの分析はNTTグループを一体として取り扱った上で実施すべきです。</p>

領域	頁	意見
		<p>2. 今後の競争評価制度の在り方について</p> <p>(1)重点的評価の実施</p> <p>競争評価制度の有効性を高めるために、移動体通信市場やFTTH市場等公正競争上の課題が多く指摘されている市場の分析を重点的に実施すべきです。具体的には、全ての市場を網羅的に分析するアプローチを廃止し重点市場のみの分析を行うか、戦略的評価において重点市場にフォーカスした詳細分析を行うか、いずれかの手法を恒常的なものとして確立すべきです。</p> <p>(2)競争セーフガード制度との有機的連携について</p> <p>総務省殿は従前より、公正競争環境の実現に向けて競争評価制度と競争セーフガード制度の有機的な連携を行うとしています。しかしながら、競争評価制度においては市場における課題の適正な評価、競争セーフガード制度においては問題事例の抜本的解決に向けた踏み込んだ対応がなされていないため、市場における課題は依然として解決されていない状況にあると考えます。特に、FTTH市場等においてはNTT独占化の進展が放置されており、極めて問題のある状況と言えます。弊社共は、市場における課題解決、公正競争環境整備の実現に向けて、それぞれの制度のより実効的な推進並びに有機的な連携に期待するところであり、今年度においても今回の競争評価に引き続き競争セーフガード制度の着実な実施がなされるべきと考えます。</p>

領域	頁	意見
Ⅱ 移動体通信領域	39	<p>【総務省案】</p> <p>番号ポータビリティ制度の導入等に伴い、定額制や各種割引の拡大等により、上位事業者間において、新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に向けた競争が非常に活発に行われている。</p> <p>【意見】</p> <p>本評価結果案では、移動体通信市場において「競争が非常に活発に行われている」としていますが、一面では競争が活発に見える面があるものの、依然として周波数割当ての不均衡やMNP利用時の障壁等、公正競争上の課題が存在しているのが実状です。従って、消費者利便のさらなる最大化のためにも、総務省殿は、周波数割当ての適正化や、メール転送等MNPの促進策の実現、ローミング・ネットワークシェアリングのルール整備等、さらなる公正競争環境整備を推進すべきです。</p>
Ⅲ インターネット接続領域	51	<p>【総務省案】</p> <p>FTTH市場全体におけるNTT東西の契約数シェアが10年3月末時点で74.4%、集合住宅市場における契約数シェアが70.1%、戸建て+ビジネス向け市場における契約数シェアが77.5%であり、かつ、全体市場および集合住宅市場では上昇傾向が続いている。他方、電力系事業者のシェアは減少傾向にあり、NTT東西とのシェア格差は拡大している。</p> <p>【意見】</p> <p>本評価結果案では、NTT東西殿のシェア伸張により市場の独占化が進行している旨を記載していますが、その主要因はボトルネック設備の開放等の各種ルール整備が十分になされておらず、接続事業者の参入が実質的に困難になっていることにあります。このような市場の独占化傾向を放置することは最終的には消費者利便を損なう結果に繋がることから到底認められるはずもなく、総務省殿は公正競争環境整備のために、分岐端末回線あたりの接続料設定の実現、及びNTT東西殿が提供する次世代ネットワークにおける0ABJ-IP電話接続機能のアンバンドル等の施策を直ちに推進すべきです。</p>

領域	頁	意見
	74	<p>【総務省案】</p> <p>ADSLからFTTHへのマイグレーションが進行している中、ISP市場におけるNTT系事業者の契約数シェアは上昇を続けている。インターネット接続サービスはインターネット接続回線サービスと補完的なサービスであり、ADSLやFTTHといったブロードバンド市場からISP市場へのレバレッジによる影響について、注視が必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>本評価結果案では、「ISP市場へのレバレッジによる影響について、注視が必要」としていますが、過去数年に渡り競争セーフガード制度において競争事業者から指摘があったとおり、子会社等を通じた排他的な共同営業等の実質的なNTTグループ連携の事例が市場に存在しているのが実状です。総務省殿はこのような市場における問題を軽視するのではなく、市場実態をより積極的に検証し、競争阻害事例の排除等のより厳格な措置を直ちに行うべきです。</p>

以上